

苫小牧市ケアプランデータ連携システム  
活用促進事業業務

ヒアリング実施要領  
及び  
評価基準

令和8年4月

苫小牧市

## 1 ヒアリングの実施

### (1) 実施主体

提案書等（以下「提案書等」という。）の審査及び評価に当たり、苫小牧市ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）が提案者に対するヒアリングを実施する。

### (2) 実施方法

ア ヒアリングは、提案書等を提出した提案者に対して実施する。

イ ヒアリングは、令和8年6月23日（火）に、苫小牧市役所の指定場所において実施する。なお、開始時間及び実施場所は、提案者に事前に通知する。

ウ ヒアリングは、提案者1者ずつの呼び込み方式により実施し、1者当たりの説明時間は20分以内とする。なお、説明後、15分間の質疑応答の時間を設ける。

エ ヒアリングの説明者は、提案者1者につき、補助者を含めて2名以内とする。

オ ヒアリングにおける説明内容は、提出のあった提案書等に基づくものとする。なお、追加の資料提出や提案書等に記載のない事項の提案は認めない。

カ 説明に当たっては、プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。使用を希望する場合は、あらかじめ市の担当に連絡すること。なお、使用するプロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、ノートパソコン等のその他機材については提案者が用意すること。また、この場合であっても、提出のあった提案書等以外の資料の投影は認められないことに留意すること。

キ ヒアリングは、非公開とする。

ク ヒアリングに欠席した場合は、失格とする。

## 2 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

## 3 受託候補者の選定

提案書等の内容及びヒアリングの結果に基づき、委員会が評価基準に基づき評価を行い、受託候補者を1者選定する。

## 4 結果通知・公表

選定結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。また、市ホームページにおいて公表する。

## 5 その他

(1) 提案書の内容に虚偽があった場合は、提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行う場合がある。

(2) ヒアリングに欠席した場合は、失格とする。ただし、交通機関の遅延等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

苦小牧市ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務  
評価基準

評価基準	配点
1 業務目的・内容の理解と提案内容の適切性	95
① 介護サービス業務及びケアプランデータ連携システム（以下「本システム」という。）について十分な知識や理解を有し、当該システムの導入及び活用に関する課題及びその解消・解決方法を的確に把握しているか	
② 事業内容の周知から事業所の選定、グループ分けまでの方法は十分かつ適切なものとなっているか	
③ 伴走支援を実施する事業所数の目標値は、市内全体での本システムの活用促進に資するものとなっているか	
④ 伴走支援の内容、方法、頻度は、事業所が本システムを導入及び活用するに当たり抱える課題等を解消するのに十分かつ適切なものとなっているか	
⑤ 業務負担の軽減等に関する調査やこれに基づく事例発表会の内容及び方法は、市内事業所に本システムの導入及び活用を促すに当たり十分かつ適切なものとなっているか	
⑥ 独自提案は、本事業の目的に沿った上で十分な効果を発揮できると認められるか	
⑦ 提案内容の説明がわかりやすいものとなっているか	
2 実施手順・手法、スケジュールの妥当性	10
① 本業務の実施スケジュールは、無理がなく適切なものであるか	
3 実施体制の確保	15
① 本業務の遂行に当たり、十分な実施体制（配置人員、経験を有する担当者の配置等）が構築されているか	
② 本業務の遂行に当たり、市との調整等に適切に対応できる体制を有しているか	
4 類似業務の実績	15
① 本業務に関連する事業実績を豊富に有しているか	
② 過去の類似事業が円滑に実施され、また事業目的を十分に果たすものとなっているか	
5 提案金額の妥当性	5
① 提案のあった見積金額は妥当であるか	
配点合計	140